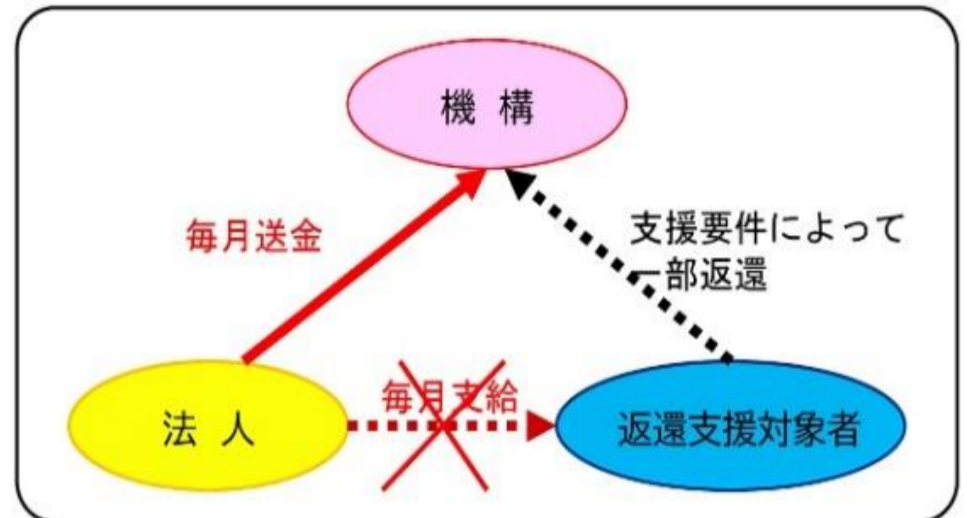


奨学生応援！「奨学金返還支援制度」について

■ 奨学金返還支援(代理返還)制度とは

- 特別行政法人「日本学生支援機構」(以後「機構」と言います。)の貸与奨学金第一種又は第二種を借りていた職員に替わり(肩代わりし)、法人が毎月奨学金返還金の全部又は一部を機構に直接送金する制度です。この制度により、職員が奨学金を返還する負担が軽減されます。また代理返還した金額を法人に返すこともありません。



■ 支援制度の対象者と代理返還の期間

- ▼ 2024(令和6)年4月1日以降に法人の正規職員として採用された方で機構の貸与奨学金を借り、同年10月から奨学金返還が開始される方が対象となり、代理返還の期間は54か月となります。
※なお、2024(令和6)年3月末までに法人から正規職員採用内定通知をいただいた方、もちろん、これから職員採用試験に応募する方についても本制度の対象となり得ます。

- ▼ 2024(令和6)年3月末日現在、法人の正規職員としての勤務経験が4年以内にある方で機構の貸与奨学金を借り、奨学金返還している方が対象となります。

※対象者の採用年次表と代理返還の期間

- | | | |
|----------------------------|-----|------|
| ① 2023(令和5)年4月1日以降の正規職員採用者 | ・・・ | 48か月 |
| ② 2022(令和4)年4月1日以降の正規職員採用者 | ・・・ | 36か月 |
| ③ 2021(令和3)年4月1日以降の正規職員採用者 | ・・・ | 24か月 |
| ④ 2020(令和2)年4月1日以降の正規職員採用者 | ・・・ | 12か月 |

■ 代理返還の支援月額

- 法人が職員に替わって機構に奨学金を返還(代理返還)する金額は、月額17,000円です。
※1：毎月の奨学金の返還額が17,000円以下の場合は、17,000円以下の金額を法人が機構に送金します。
※2：17,000円を超える場合は、法人が17,000円を機構に送金するとともに、職員ご本人が17,000円を超過した部分の金額を直接機構に送金することになります。

■ 支援期間の継続と停止

▼ 次の休暇や休業中においても支援(代理返還)を継続します。

当法人の就業規則に定める「産前産後の休業」、「育児・介護の休業」、「病気休暇」、「職務専念義務の免除」を取得している期間については、支援を継続します。

▼ 次の事由に該当するときは、支援を停止します。

- 就業規則に定める「当然退職」、「合意退職」、「懲戒解雇」に該当したときは、支援を当該事由の発令日の属する月限りで停止します。
- 上記の休暇や休業などの期間終了直後、退職が見込まれる場合、或いは退職した場合は、休暇や休業などの開始日の前日の属する月限りで支援を停止します。

■ 支援制度適用の申請

- この支援制度の適用を受けようとする方は、次の書類を法人が指定する日までに法人事務局に提出してください。

▼ 2024(令和6)年4月1日以降に法人の正規職員として採用された方

※なお、2024(令和6)年3月末までに法人から正規職員採用内定通知をいただいた方、または、これから職員採用試験に応募する方についても本制度の対象となります。

① 奨学金返還支援制度適用申請書

職員採用内定通知を受け取った後、申請書にお持ちの「奨学生証」両面複写を添付し法人から別途提出を求められる関係書類と一緒に法人事務局に提出する。

② 貸与奨学金返還確認票

機構から、貴方の奨学金貸与が満期となる年度の後半または奨学金の貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」が交付されますので、確認票が届きましたらその全部を複写して法人事務局に郵送する。

▼ 2024(令和6)年3月末日現在、法人の正規職員としての勤務経験が4年以内にある方

① 奨学金返還支援制度適用申請書

申請書と機構が発行する「奨学金返還証明書」の全てを複写して法人事務局に提出する。

※提出期限 2023(令和5)年12月20日まで

本制度内容を説明した「制度利用のてびき」、制度適用の申請などに関するお問い合わせは事務部業務支援課(佐々木:内線 3407)までお願いします。

一般財団法人みちのく愛隣協会
理事長 及川 忠人